

〇〇自主防災会規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇〇〇に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、火山災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及・啓発
- （2）災害予防に資するための地域の災害危険の把握
- （3）防災訓練の実施
- （4）災害の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策
- （5）災害備蓄品や防災資機材などの整備
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇自治会（以下「自治会」という。）に加入する世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本組織に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）会計 1名
- （3）班長 若干名
- （4）監事 2名

- 2 会長、副会長及び班長は、自治会の会長、副会長及び班長をもって充て、会計及び監事は会長が指名する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害発生時における応急活動の指示を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 会計は、本会の会計事務を行う。
- 4 班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指示を行う。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会をおく。

- 2 会議においては、会長がその議長となる。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成し、毎年1回、自治会総会と同時に開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時にこれを開催することができる。

- 2 総会は会長が招集する。
- 3 総会の議決は、出席会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、会計及び班長をもって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他役員が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第 11 条 本会は、第 4 条に定める事業を実施するための防災計画を作成する。

2 防災計画に定める事項は、役員会において定めるものとする。

(会費等)

第 12 条 本会の会費及び運営に要する経費は、自治会会費その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 13 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(会計監査)

第 14 条 会計監査は、毎年 1 回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(その他)

第 15 条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附則 この規約は、令和〇年〇月〇日から実施する。